

議案第51号

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度

分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市都市計画税条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に</u></p>

あっては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第

あっては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

11 省略

12 省略

13 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 省略

15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の

15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

10 省略

11 省略

12 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

13 省略

14 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第9項の「農地」

「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読み替規定)

16 省略

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

17 省略

とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読み替規定)

15 省略

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

16 省略

路見

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。各号に定める日から施行する。

第一條中地方税法附則第八条中第十一項を第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつり下げ、第六項の次に二項を加える改正規定並びに第六条(地方税法等)の一部を改正する法律

成二十七年法律第二号)附則第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。)に附則第三条第十一項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び第十二項の規定(公布の日)

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十条の三第二項の改正規定、同法第一章第三同条を同法第十条の四とし、同法第十条の二の次に二条を加える改正規定並びに同法第十一

五、第十二条の七、第十三条の八、第十四条の九第一項及び第二項、第二十二条第一項第六

四十五、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十四条の二十三、第七十四条の二十一
第九十条、第九十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百四十四条の四十七、第一百四十四

四十八、第二百七十八条、第二百七十九条、第二百九十二条第一項第六号、第三百二十二条、第三百二十二条の十二、第三百二十六条、第三百二十八条の十一、第三百二十八条の十二、

**百八十三条、第四百八十四条、第五百三十六条、第五百三十七条、第六百九条、第六百十一条、
六百八十八条、第六百八十九条、第七百一十二条、第七百一十三条、第七百一十四条**

定(「第三十五条第一項」の下に「同条第三項の規定により適用する場合を除く。」)を加え
た、限る。並びに「同法付則第二十一条第一項第一号(第一項文書、第二十一回、第三十一回)」

分に附し、並てに同法附則第三十五条の二の六第二項及び第十二項、第三十五条の三の三第一項並びに第三十五条の三の四第三項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を

する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二条第七項及び第二十一条第七項の改正規定並びに附則第三条第四項から第七項まで及び第十一項、第五条第十二項及び第十三項、

第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条並びに第四十一条（次号に掲げる

規定を除く。)の規定 平成二十九年一月一日
三 第二条(次号、第十号及び第十五号に掲げる改正規定を除く。)、第七条及び第九条並びに

第四条第二項、第五条第六項から第九項まで、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条第十七条第一項、第二十条（第一項を除く。）、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条

一項から第五項まで、第三十五条から第四十条まで、第四十一条(税理士法(昭和二十六年第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十九条まで、第

第一五十二条、第一五十三条、第一五四条から第五十六条までの規定 平成二十九年四月一日

第二条中地方税法附則第四条の三の次に
第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ並びに第十一
一条を加える改正規定並びに同法附則第五条の四

五 第十七条第一項の規定 平成三十年一月一日
五 附則第五条第十項の規定 平成三十年四月一日

六
附則第三十一条第四項の規定 平成三十年七月一日
附則第三十二条第五項から第九項まで及び第三十二条第六項の規定 平成三十年八月一日

附則第三十二条第七項及び第八項、第四十九条並びに第五十一条の規定 平成三十年九月
附則第二十一条第十項から第十三項までの規定 平成三十年十月一日

十 第二条中地方税法第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百一十九条の二第一項又は第三百二十一条の二第一項の文に規定する区域

日 一
第一項及び第三百二十一條の十の十三第一項の改正規定 平成三十一年二月

十一 第一条中地方税法附則第八条第二項の改正規定 同法附則第八条の二の次に「一条を加える改正規定及び同法附則第九条の二の二」を同法附則第九条の二の三とし、同法附則第九条の二の次に「一条を加える改正規定並びに第八条中地方法人特別税等に関する暫定措置法の目次及び第二章の章名の改正規定」同法第二条の改正規定(「二附則第九条の二」を「第一項(附則第九条の二)に、「暫定措置法第一条の規定により読み替えた附則第九条の二」を「第一項(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。)第二条第一項の規定により読み替えた附則第九条の二」と「第三項(附則第九条の二)と「第三項(附則第九条の二)とあるのは、「前項(暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えた附則第九条の二)と「前項(附則第九条の二」とあるのは、「前項(暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えた附則第九条の二)と「前項(附則第九条の二)と「附則第九条の二」とあるのは、「暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えた附則第九条の二に改める部分に限る)、同条に「一項を加える改正規定並びに同法第三条第五号及び第三十三条第二項第一号の改正規定並びに附則第三条第九項及び第十四項、第五条第十五項及び第十六項、第十六条第八項、第十三項及び第十四項並びに第三十条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)」の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十三条の十四第七項及び第八項第二号の改正規定並びに附則第七条第二項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十五条第一項及び第十六項の改正規定並びに附則第十八条第三項及び第二十七条第二項の規定 流通事業の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)の施行の日

十四 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第七号の改正規定及び同法附則第九条第十九項の改正規定並びに附則第五条第十七項の規定 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)の施行の日

十五 第二条中地方税法附則第九条第十項の改正規定及び附則第六条第六項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(連帶納稅義務及び第二次納稅義務に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十条の三の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新法第十条の三に規定する合併等について適用する。

2 新法第十二条の七の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に滞納となつた地方団体の徴収金(同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係るもの(以下この項において「特定地方団体徴収金」という。)を除く。)について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金(特定地方団体徴収金を含む。)については、なお從前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に支払を受ける第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第二十四条の四に規定する利子等については、なお從前の例による。

3 新法第四十八条第八項の規定は、施行日以後に新法第三百二十九条第一項に規定する納期限が到来する個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について適用する。

4 新法第七十七条の十四第四項及び第七十七条の十五第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる

33 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八十九号)

生可能エネルギー発電設備(以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という)であつて、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

固定資産税の課税標準となるべき格に三分の一を参考して「一分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）」を乗じて得た額。

事業者による再生可能エネルギー・電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定この項において「認定」という」を受けたものを除く。)

二 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)当該特定再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の累積課税額によるべき面各該二分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘酌して三分の一を勘

（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

1
水力を電気に変換する発電装置の生産可能エネルギー発電設備
地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備

附則第十五第三十八項及び第四十一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に改め、同条第四十二項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百四十九号)」を削除する。

法律第三十九号の施行の日から平成二十八年三月三十日までを平成二十八年四月一日から成三十年三月三十日までに、取得した都市再生特別措置法を取得した同法に、「の五分

る割合（当該債権資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の四）を乗じて得
二收り、同額を二つに二乗して加える。

電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者が平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに

一日までの間に災害対策基本法第四十一条第一項に規定する都道府県知事に定められた同区域に記載された道路法第二条第一項に規定する距離を、

に新設した地下ケーブルその他の総務省令で定める設備（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定

かわらず、当該設備に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（同法第三十

た緊急輸送道路の区域の地下に埋設するため新規した当該路線においては、当該路線に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

省令で定めるもののうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産税

税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百一十二条第一項の規定にかかるらず、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分（農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第二項第一号中「若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社改正法附則第二条第一項に規定する新会社」を「に規定する旅客会社（以下この条及び次条において「旅客会社」という。）若しくは同法第一条第二項に規定する貨物会社（以下この項及び次条において「貨物会社」という。）旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号において「平成十三年新会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号において「平成二十七年新会社」という。）に改め、同項第二号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社改正法附則第二条第一項に規定する新会社」を「旅客会社若しくは貨物会社、平成十三年新会社又は平成二十七年新会社」に改め、同条第二項中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次条において「北海道旅客会社等」という。）を「旅客会社」に、及び第六号「を「若しくは第六号」に、「借り受け、若しくは」を「借り受け」に、「平成元年度から平成二十八年度までの各年度分」を「平成二十八年度分」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改める。

附則第十五条の三中「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「旅客会社又は貨物会社」に、「平成十四年度から平成二十八年度までの各年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成十九年一月一日以前から所在する」を「新築された日から十年以上を経過した」に、「同年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、「附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の第七項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは」を削り、「同条第九項及び第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは」を削る。

附則第十七条第六号イの表(1)中「附則第十九条の三又は附則第二十九条の七第二項」を「又は附則第十九条の三若しくは第二十九条の七第二項」に、「附則第十九条の三第一項本文又は附則第二十九条の七第二項」を「又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項」に改め、同表(2)中「平成二十八年度又は」を「平成二十八年度である場合であつて、当該土地が平成二十七年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号ロの表(1)中「附則第二十七条又は附則第二十九条の七第三項」を「又は附則第二十七条若しくは第二十九条の七第三項」に、「附則第二十七条の」を「又は附則第二十七条の」に、「又は附則第二十九条の七第三項」を「又は附則第二十九条の七第三項」に改め、同表(2)中「平成二十八年度又は」を「平成二十八年度である場合であつて、当該土地が平成二十七年度分の固定資産税について平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た



地方税法等の一部を改正する等の法律を「」に公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

(抜
粋)

法律第十三号

地方税法等の一部を改正する等の法律

(地方税法の一部改正)
第一条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。

第十条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、「定めるもの」の下に「に対する同項の規定の適用」を「日で」の下に「地方団体の」を加え、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改め、第一章第三節中同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(法人の合併等の無効判決に係る連帯納稅義務)

第十条の三 合併又は分割(以下この条において「合併等」という)を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負う。

第十一条の五中「掲げる者」を「定める者」に、「次条及び第十二条の七」を「及び次条」に改める。

第十二条の七中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」(「被支配会社(当該納稅者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社をいい)」に改め、「(以下次条において「親族その他の特殊関係者」という)及び同一とみられる場所において」を削り、「(取得財産を含む)を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第十二条の八中「政令」を「政令」に、「免かれた」を「免れた」に、「親族その他の特殊関係者」を「親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む)」で政令で定めるもの」に改める。

第十四条の九第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とする。」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人(以下この号において「分割法人」という)に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の地方税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、又は納入する義務に係る地方税(当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る)当該判決が確定した日

第十四条の九第二項中「場合は」を「場合には」に、「掲げる日」を「定める期限又は日」に改め、同項第五号中「同じ」を「同じ」、次に掲げる個人の市町村民税の区分に応じそれぞれ次に定める期限又は日」に改める。